

平成 18 年 8 月 30 日

補修部品についての基本的な考え方

(社)電子情報技術産業協会  
総合政策部会

民生用途の電子機器（A V 機器、携帯電話、パソコンなど）に使用される補修部品の供給について適切に対応するため、調達企業と供給企業は以下の内容に留意して取引を行うようにする。

- 1 . 供給企業と調達企業は取引開始にあたり、資材取引基本契約書等により補修部品の供給について事前に協議のうえ取り決めておくことが望ましい。
- 2 . 供給企業は調達企業との間で合意した補修部品の供給期間について、量産時と同等品質の部品を供給するものとする。
- 3 . 供給企業から民生用途の電子機器の生産終息について問い合わせがあった場合には、調達企業はこれに対応し、その後の対応方法については双方で協議する。
- 4 . 補修部品の供給期間については、通商産業省機械情報産業局長通達 4 9 機局第 2 3 0 号の別表に定められていた補修用性能部品の最低保有期間を目処とする。

以上